

# 参議院議員通常選挙は

## 26日(日)

# 投票日



参議院選挙は七月二十六日(日)が投票日です。もうお手元に投票通知書(はがき)が届いていると思いますが、投票に行かれる時には、お手数ですが、通知書をご持参ください。

今回の選挙は、日本の将来を託す大切な選挙です。みんなそろって投票しましょう。なお、投票日に旅行や仕事などで投票に行くことができない場合は、不在者投票の制度があります。あらかじめ投票を済ませてからお出かけください。

市内二十の投票所で、午前七時から午後六時まで行われます。今回、一投票所を増やしました。大原町、船戸町、春日町、打出町のかたは投票所が変更になっていますので、ご注意ください。

市内20ヶ所の投票所で

かじめ投票を済ませてからお出かけください。

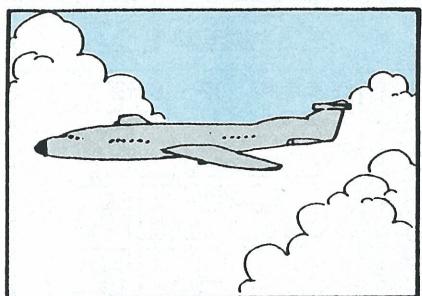
### 不在者投票

## 明日のために 未来のために



### 芦屋市で投票できる人

- 昭和47年7月27日以前に生まれた人。
- 平成4年4月7日までに芦屋市に転入の届出をした人。
- 平成4年3月26日以後、市外へ転出した(する)人で、本市の選挙人名簿に登録されている場合。



お問い合わせは  
選挙管理委員会へ  
☎ 38-2100



市役所南館4階  
選挙管理委員会へ

### 重度障害のある人は 郵便投票制度を

市選挙管理委員会で発行の「郵便投票証明書」を持っておられるかたは、七月二十一日までに投票用紙の請求をしてください。

(土)  
時間 午前八時三十分～午後五時  
(土曜日・日曜日もしています)

場所 市役所南館四階 選挙管理委員会事務室

印鑑と投票通知書をご持参ください

旅行や仕事などで、どうしても投票日に投票所に行くことができない時は、あらかじめ投票を済ませていただく不在者投票の制度があります。ぜひ、ご利用ください。

**不在者投票の制度を  
ご利用ください**

**午後五時まで  
25日(土)**

### 不在者投票制度の利用を

仕事などのやむを得ない用務の時



旅行中の時

病気やお産の時



# 投票所は午前七時から午後六時まで

**投票の順序は、選挙区が最初で、続いて比例代表です。**

参議院選挙は、選挙区から選出する議員と、比例代表から選出する議員の二つの投票があります。

投票の順序は、選挙区の投票を黄色の用紙を使って行い、続いて比例代表の投票を白色の用紙を使って行います。

大切なあなたの一票です。投票用紙には、正しくお書きください。

## 選挙区選挙

個人に投票します。  
(黄色の用紙)

## 比例代表選挙

政党等に投票します。  
(白色の用紙)



# 有権者の 一言



得て  
朝日ヶ丘町在住  
堀口 未来



必ず投票を!  
潮見町在住  
清井 恵子

この先輩たちをお手本にして良いところは真似をし、悪いところは同じことをしないよう、正しい見方を身につけていきたいと思います。そして、悪いことをしないで、私たちのために政治をしてくれる人に一票を投じたいと思います。



選挙管理委員会  
委員として  
西山町在住  
箕面寄 淳一

選管は今、一番の目標にしています。そのため、投票所の立地や環境を整備する」という「当たり前のことを、そういう目標の一つとして今回も投票所の増設などを行いました。

一人でも多くの皆さん方に足を運んで頂くために、投票所の立地や環境を整備する」という「当たり前のことを、そういう目標の一つとして今回も投票所の増設などを行いました。

一人でも多くの皆さん方に足を運んで頂く投票所としては、可愛い四季の花が咲く明るい雰囲気(幼稚園など)がいいと思います。一階よりも一階の方がいいのも当然です。

私は、今春から社会人となり、選挙権をもつものも社会にできるのも、どちらも初心者です。

だからといふのも変ですが、私の中に特にこれといった選挙への意識はありません。

日々の生活のなかでは、資源のむだが気をつけなければいけないことが気をつけなければいけないことでも思っています。

本来なら、大切な一票をどう有効に使うか考えるべきなのでしょうが、今の私は、世間がどういうものなのか、政治がどういうものなのかわかりません。

投票所は政治の難しさ大きさを考えさせられました。

でも、これからは社会人として多

くの先輩たちをお手本にして良いところは真似をし、悪いところは同じことをしないよう、正しい見方を身につけていきたいと思います。そして、悪いことをしないで、私たちのために政治をしてくれる人に一票を投じたいと思います。

投票所は民主主義の象徴であり、私たちの権利であり義務だからです。

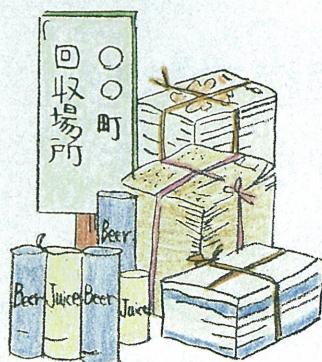


## 投票所ご案内

今回の選挙から、大原町・船戸町・春日町・打出町の方は、投票所が変わっています。

① 奥池町・奥池南町	② 朝日ヶ丘町	③ 六麓荘町・岩園町・東山町	④ 奥山・山手町・東芦屋町	⑤ 山芦屋町・西山町・三条町
⑥ 翠ヶ丘町・親王塚町	⑦ 大原町・船戸町	⑧ 松ノ内町・月若町・西芦屋町 三条南町・業平町・前田町 清水町	⑨ 春日町・打出町	⑩ 楠町・打出小槌町
⑪ 上宮川町・宮塚町・若宮町 宮川町	⑫ 茶屋之町・大糸町・公光町 精道町	⑬ 川西町・津知町・平田北町	⑭ 南宮町(1~11街区) 大東町(1~11街区)	⑮ 南宮町(12~18街区) 大東町(12~18街区)
⑯ 浜町・西藏町	⑰ 竹園町・吳川町・伊勢町	⑱ 浜芦屋町・松浜町・平田町	⑯ 新浜町・浜風町・高浜町	⑳ 若葉町・緑町・潮見町





## ごみ細分別収集 説明会でP・Rしています 10月から実施

アルミ缶はできる限り地域の集団回収に出てください。

この細分別収集の実施にむけて、五月二十八日に、収集体制の異なる芦屋浜住宅団地の一部を除いて、自治会や環境衛生協会の担当者を対象に説明会を行ない、同時に市内四町のうち、十八の自治会には、四月以降に開催された総会や役員会の場で説明をしてきました。今後も、順次説明してきます。

説明会の場では、質問や意見は出されました。ごみの減量化・資源化を図り、地球環境を守るという考え方については十分理解していただけました。

三種類に分類された不燃ごみは、透明なごみ袋で出すことになりますが、啓発用として、各家庭に三千枚九月中に配布します。

また、台所等に表示するものとして、「ゴミカレンダー」も、あわせて九月中に配布します。

三種類に分類された燃えるごみは、透明なごみ袋で出すことになりますが、啓発用として、各家庭に三千枚九月中に配布します。

第一・五週が「その他燃えないごみの日」です。カン・ビン以外の燃えないごみを出してください。

第二・四週が「カンの日」です。空ビンのみすべて収集します。ガラスは、「その他燃えないごみの日」に出してください。

アルミ缶とともにすべて収集しますが、

アーチ缶のみ収集します。スチール缶・

空缶のみ収集します。スチール缶・

アーチ缶ともにすべて収集しますが、

アーチ缶のみ収集します。スチール缶・

空缶のみ収集します。スチール缶・

アーチ缶ともにすべて収集しますが、